

選舉管理委員會規則

◇鳥取縣選舉管理委員會規則第二号

公職選舉法（昭和二十五年法律第百号）による選舉事務規程を次のように定める。

昭和二十五年九月二十七日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上 根 政 幸

公職選舉法による選舉事務規程

第一章 通 則

（目的）

第一條 この規程は、公職選舉法（以下「法」という。）及び同法の規定を準用して行ふ選舉並びに投票の事務の管理執行について、法令の定めがあるものを除いて規定し、もつて、選舉及びこれに關係する事務が適正に処理されることを目的とする。

（選舉に関する区域）

第二條 市町村が條例で、その議会の議員選舉の選舉区を設けたときは、市町村の選舉管理委員會（以下「委員會」という。）は、縣の委員會にその旨報告しなければならぬ。

2 法第十七條第二項又は第十八條第三項の規定によつて、市町村の委員會が、投票区又は開票区を設けその告示をしたときは、直ちにその寫を縣の委員會に提出しなければならない。既に設けた投票区又は開票区を廢止し、若しくはその区域を変更したときも、また、同様とする。

（選舉期日の告示）

第三條 市町村の委員會は、選舉の期日を告示したときは、直ちに、その寫を縣の委員會に提出しなければならない。

第二章 選挙人名簿

(選挙人名簿の調製)

第四條 選挙人名簿の調製は、法令に定めるものを除く外、左の各号によらなければならない。

- 一 選挙人名簿の調製が終了したときは、表紙をつけて、仮にとじ、確定したときは、これを袋とじとなし、毎綴合せの箇所には、市町村の委員会印を以つて契印をすること。
- 二 確定した選挙人名簿について余白が生じたときは、斜線を施すこと。
- 三 卷末の記載事項は、裏表紙の裏面に記載すること。

(異議の決定等の告示)

第五條 法第二十三條第二項(これを準用する規定を含む。)の規定による申立人及び関係人に対する通知書は、別記第一号様式とし、同項の規定によつてする告示の寫を縣の委員会に提出しなければならない。

(選挙人名簿の移送又は引継)

選任は、選挙の期日の公示又は告示があつたときは、直ちに、これを行い、且つ、別記第四号様式の選任書を交付しなければならない。

- 2 前項後段の規定は、投票管理者の職務を管掌すべき者を選任したときに、これを準用する。

(投票立会人の選任)

第十條 法第三十八條第一項又は第二項の規定によつて、市町村の委員会又は投票管理者において、投票立会人を選任したときは、直ちに、別記第五号様式による選任通知書を本人に交付しなければならない。

(投票管理者の行う告示)

第十一條 投票管理者の行う告示は、その投票区の属する市町村の委員会の告示の方法に準じなければならない。

(投票所の指定)

第十二條 投票所を市役所、町村役場、その他公共建築物以外に設ける場合は、なるべく門戸のある施設を指定

九條第二項の規定によつて引継をすべき選挙人名簿に關し、現に係争中の事件があるときは、市町村の委员会は、關係の書類及びその概要を合せて引継がなければならない。

- 2 令第十九條第三項の規定によつて市町村の委員会が縣の委員会に選挙人名簿の送付又は引継をした旨の報告をするときは、別記第二号様式に準ずる文書によらなければならない。

(選挙人名簿の再調製)

第七條 天災その他の事故に因り選挙人名簿を更に調製すべき事由の発生した場合は、市町村の委员会は、直ちに、その旨を縣の委員会に報告しなければならない。

(選挙人の数の報告)

第八條 令第二十二條の規定による報告は、別記第三号様式によらなければならない。

第三章 投票

(投票管理者等の選任)

2 市町村の委员会は、法第四十一條の規定によつて、投票管理者が、投票所の指定又は変更の告示をしたときは、市町村の選挙を除く外、直ちに、その告示の寫を、縣の委員会に提出しなければならない。

- 3 投票所が変更されたときは、市町村の委员会は投票立会人に、その旨を通知しなければならない。

(投票所の閉鎖時刻の特例)

第十三條 令第二十七條第一項の規定によつて、投票所の閉鎖時刻を繰上げ又は繰下げようとするときは、その理由を附して、遅くとも、選挙の期日前七日に文書で申請しなければならない。

(投票用紙の様式)

第十四條 法第四十五條第二項の規定によつて、委员会が投票用紙の様式を定める場合は、公職選挙法施行規則第五條の規定による様式に準じなければならない。

(投票用紙等の送致)

第十五條 市町村の委员会は、投票用紙、仮投票用封筒、

投票箱、点字器、点字投票印、投票所印及び代理投票印その他投票に必要な備品、器具を選挙期日の前日までに投票管理者に送致しなければならない。

2 投票用紙及び仮投票用封筒は、かぎのかかる場所に入れ、嚴重に保管しなければならない。

(投票所の設備)

第十六條 投票所には別記第六号様式に準じて調製した標札を掲げる外、選挙人の数及び施設に応じて適宜これを斟酌し別記第七号様式に準じ、受付所、選挙人控所、選挙人名簿対照及び投票用紙交付所、投票記載所並びに投票箱の置場等を設備しなければならない。

(投票所の取締)

第十七條 投票所の門戸及び出入口は、取締を嚴重にしなければならない。

2 投票所の取締、投票箱の看守又はその送致について、特に必要があるときは、投票管理者は、あらかじめ、当該警察官又は警察吏員の派遣を求めることができる。

(投票所入場券の配布)

(投票箱を閉鎖した場合の措置)

第二十二條 投票管理者は、投票箱を閉鎖したときは、そのかぎを各別の封筒に入れ、二人以上の投票立会人とともに封印をし、その表面にかぎの別及び投票区名並びに保管者の職氏名を記載しなければならない。

2 天災その他避けることのできない事故により、投票の当日投票箱を送致することができない場合は、その旨を開票管理者及び選挙長に通報し、投票に関する一切の書類とともに送致の責任ある投票立会人立会の上、安全なる場所に保管しなければならない。

(不在者投票の投票記載の場所)

第二十三條 市町村の委員会の委員長は、選挙期日の公示又は告示があつたときは、直ちに、令第五十六條第一項の規定による不在者投票の事務取扱場所を定め、これを告示しなければならない。

2 前項の事務取扱場所には、第十六條の規定に準じ、

第十八條 令第三十一條第一項の規定による投票所入場券は、別記第八号様式に準じて調製し、選挙期日前三日までにこれを選挙人に配布しなければならない。

(事務従事者の選任)

第十九條 市町村の委員会は、選挙の期日前三日までに投票所の事務に従事する者を選定しこれを委員会の書記に委嘱し、その旨を投票管理者に通知しなければならない。

2 投票管理者は、前項の規定によつて通知をうけたときは、直ちに、事務分掌並びに取扱手続等を決定し、且つ、本人にこの旨を通知しなければならない。

(投票用紙等の引換)

第二十條 選挙人が誤つて投票用紙又は投票用封筒を汚損したため、その請求により、更に交付する場合は、汚損した投票用紙又は封筒に記載した文字は、これを読めないように塗抹させなければならない。

(投票所を閉鎖する場合の措置)

第二十一條 投票所を閉鎖する場合は、その時刻の正否

する不在者投票管理者が令第五十九條第四項の規定によつて、投票の記載場所を設備する場合において、必要な援助をしなければならない。

(不在者投票を取扱う場合の選挙人名簿の表示)

第二十四條 令第五十三條第一項又は第二項の規定によつて、投票用紙及び投票用封筒又は不在者投票証明書を交付し、若しくは、郵便で発送した場合においては、市町村の委員会の委員長は、当該選挙人名簿にその旨を符箋をもつて、表示しなければならない。

2 選挙人が令第六十四條第二項の規定によつて、不在者投票の手続を変更したとき、又は当該選挙が終了した場合においては、前項の規定によつてした表示は、これを取除かなければならない。

(船員の特例により不在者投票の投票用紙及び封筒を交付した場合の措置)

第二十五條 令第五十一條の規定によつて、請求があつ

た場合において、船員に対し、投票用紙及び投票用封筒を交付したときは、その船員の住所（又は船舶所有者の事務所所在地）氏名、当該選挙の種類、投票用紙及び投票用封筒を交付した年月日を記入した簿冊を調製しなければならない。

(残余の投票用紙等の送付)

第二十六條 投票管理者は、投票が終つた場合においては、投票用紙及び仮投票用封筒の精算書を別記第九号様式により調製し、投票用紙及び仮投票用封筒に残余があるときはこれを添え、第十五條に規定する備品、器具とともに、これを市町村の委員会に返付しなければならない。

2 市町村の委員会は、市町村の選挙以外の選挙につき、前項の精算書が二以上の場合においては、これを取り纏めその集計表を調製し、残余の投票用紙及び仮投票用封筒とともに県の委員会に送付しなければならない。

(繰延投票)

第二十七條 投票管理者は、その担任する区域において、

第三十條 第十九條の規定は、開票の事務従事者の選任及び事務分掌等の決定について準用する。

(開票日時告示)

第三十一條 開票管理者は、法第六十四條の規定によつて、開票の日時及び場所を告示したときは、直ちに、その告示の寫を添え、選挙長（参議院全国選出議員選挙にあつては選挙分会長）を経て、当該選挙の事務を管理する委員会に報告しなければならない。

(開票所の設備)

第三十二條 開票所は別記第十号様式に準じて設備しなければならない。

(開票立会人への通知)

第三十三條 開票管理者は、開票立会人が定つたとき、若しくは之を選任したときは、直ちに 開票の日時及び場所等を本人に通知しなければならない。

(繰延開票)

第三十四條 第二十七條の規定は、開票について準用す

天災その他避けることができない事故に因り投票を行うことができないとき又は更に投票を行う必要があると認められる場合においては、直ちに、その属する市町村の委員会にその旨を報告しなければならない。

2 市町村の委員会は、前項の事由が生じた場合においては、法第五十七條第二項の規定による措置を講ずるの外、開票管理者及び選挙長（国及び県の選挙の選挙長を除く。）にその旨を通知しなければならない。

第四章 開 票

(開票管理者の選任)

第二十八條 第九條の規定は、開票管理者及び開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者、若しくは、これらの者がともに欠けた場合その職務を管掌すべき者の選任に準用する。

(開票管理者の行う告示)

第二十九條 第十一條の選定は、開票管理者が行う告示に準用する。

(開票の參觀)

第三十五條 開票の參觀を求める者がある場合においては、開票管理者は、選挙人名簿又はその抄本と対照し、選挙人であることを確認した後でなければ開票所に入場させてはならない。

(開票所の取締)

第三十六條 第十七條の規定は、開票所について準用する。

第五章 選挙会及び当選人

(選挙長等の選任)

第三十七條 第九條の規定は、選挙長及び選挙長に事故があるとき、又は選挙長が欠けた場合においてその職を代理すべき者若しくは、これらの者がともに事故務があり、又は欠けた場合、臨時に選挙長の職務を管掌する者の選任について準用する。

(選挙長が行う告示)

第三十八條 第十一條の規定は選挙長が行う告示につい

て準用する。

(選挙立会人への通知)

第三十九條 第三十三條の規定は、選挙立会人について準用する。

(繰延選挙会)

第四十條 第二十七條の規定は、選挙会について準用する。

(選挙会場の取締)

第四十一條 第三十六條の規定は、選挙会場について準用する。

(当選等に関する報告)

第四十二條 法第八條第一項の規定により、市町村の議会の議員及び長並びにその教育委員会の委員の選挙に關し縣の委員会に報告する場合においては、左の各号によらなければならぬ。

- 一 当選証書の附与については告示の寫を添えること。
- 二 当選人がないとき、又は当選人がその選挙における議員又は委員の定数に達しないときは、その事由

(文書図画の撤去命令)

第四十四條 法第四十七條第一項の規定によつて市町村の委員会が、違反した文書図画の掲示責任者に対して、その撤去命令を發した場合においては、遅滞なくその旨を縣の委員会に報告しなければならぬ。

(個人演説会開催の申出書の様式)

第四十五條 令第十二條第一項の規定による個人演説会の開催の申出は、別記第十二号様式によつてこれを行しなければならぬ。

(個人演説会の施設の公営のために納付すべき費用)

第四十六條 令第二十一條第二項の規定によつて市町村の委員会が、個人演説会の施設の公営のために候補者が納付すべき費用の額を縣の委員会に協議する場合においては、その施設の名称、坪数、設備の程度その他参考資料を添えてこれを行しなければならぬ。

(選挙運動に関する收支報告書の閲覧)

を併記すること。

三 選挙及び当選の無効については、争訟が確定した決定書又は判決書の寫を添えること。

第六章 選挙運動

(自動車、拡声機及び船舶の表示)

第四十三條 衆議院議員、参議院地方選出議員、知事及び縣の教育委員会の委員の選挙の候補者が主として選挙運動のために使用する自動車、拡声機又は船舶の表示、別記第十一号様式による標識を用いてしなければならない。

2 前項の標識は法第四十一條第二項の規定によつて証明書を交付する際あわせて交付する。

3 第一項の標識は、自動車にあつては、冷却装置の前面に、拡声機にあつては送話口の下部に、船舶にあつては操舵室の前面等見易い箇所にその使用中常時表示しておかなければならぬ。

4 標識を紛失し、又は破損したためその再交付をうけようとする者は、縣の委員会に対して、理由を付し

動に関する收支の報告書の閲覧は、委員会の事務局において、執務時間中にしなければならない。

2 前項の規定によつて、閲覧する者は、報告書を委員会が指定する場所以外に持出し、又は破損、汚損、若しくは加筆の行爲をしてはならぬ。

3 前項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することがある。

第七章 争 訟

(異議の申立に対する決定)

第四十八條 市町村の委員会が法第二百二條及び第二百六條の規定によつて市町村の議会の議員及び長並びにその教育委員会の委員の選挙において、その選挙の効力又は、当選の効力に関する異議の申立に対し、決定をした場合においては、法第二百五條の規定によつて告示した決定の要旨を直ちに縣の委員会に報告しなければならない。

(訴願書の処理)

第四十九條 前條の規定による決定に対し、不服がある選挙人が縣の委員会に訴願をする場合において、市町村の委員会を經由するときは、当該市町村の委員会は、訴願書を受取つた日時を記入し併せて受付責任者の検印を押捺して、受取つた日から十日以内これに対する辨明書及び必要文書を添えて縣の委員会に送付しなければならない。

附 則

1、この規則は昭和二十五年十月一日から施行する。
2、次に掲げる規則はこの規則施行の日に廃止する。

衆議院議員選挙事務規程（昭和二十三年鳥取縣選挙管理委員会規則第八号）

教育委員会委員選挙事務規程（昭和二十三年鳥取縣選挙管理委員会規則第五号）

地方自治法による選挙事務規程（昭和二十三年鳥取縣選挙管理委員会規則第二号）

衆議院議員選挙運動のため学校等の設備の使用及びその使用による演説会開催のために必要な施設の公管に

關する規程（昭和二十三年鳥取縣選挙管理委員会規則第三号）

第一号様式

年 月 日

何 某 殿 何 委 員 会 委 員 長 氏 名 印

選挙人名簿修正申立に対する決定通知書

何選挙人名簿に關し 月 日何々（本人の申請理由を記述すること）に因り、修正申立がありました。委員会がこれを受理し、審査したところ、何々（決定理由を記述すること）を正当と認め、左記の通り決定（修正）いたしましたから御通知します。

記

何某は（の申立の通り）何年何月何日調製の何選挙人名簿に（を）（より）登録（訂正）（削除）する。（することはできません。）

選挙人名簿の引繼（送付）書

何 選 挙 管 理 委 員 会

選挙人名簿の種類	調製月日	確定月日	確定当時に於ける登録者中		備 考
			男	女	
計					投票区をその他必要事項を記すこと。

本文

昭和 年 月 日何市（町）（村）との合併（境界変更）したため、昭和 年 月 日公職選挙法施行令第十九條第一項（第二項）の規定により、何市（町）（村）の選挙管理委員会から（に対し）前記引繼書の通り、選挙人名簿を引継しました（送付しました）からこの旨報告致します。

第三号様式

選挙人名簿登録者数報告書

何 選 挙 管 理 委 員 会

選挙人名簿の種類	調製年月日	確定年月日	選挙人名簿登録者数内訳
			男 女 計

第四号様式

選 任 書

住 所

氏 名

昭和 年 月 日執行の何々選挙につき本市(町)(村)何投票区の投票管理者に選任する。

昭和 年 月 日

何 委 員 会 印

第五号様式

昭和 年 月 日

何 委 員 会 委 員 長 氏

名 印

(何投票区投票管理者) 氏

名 印

昭和 年 月 日執行の何選挙につき貴殿を投票立会人に選任したから左記により投票に立会されたい。
記

一、投票の日時

何月何日何時から何時迄

二、投票の場所

何々小学校 講堂

第六号様式

何郡(市)何町(村)何選挙何投票区投票所

第八号様式

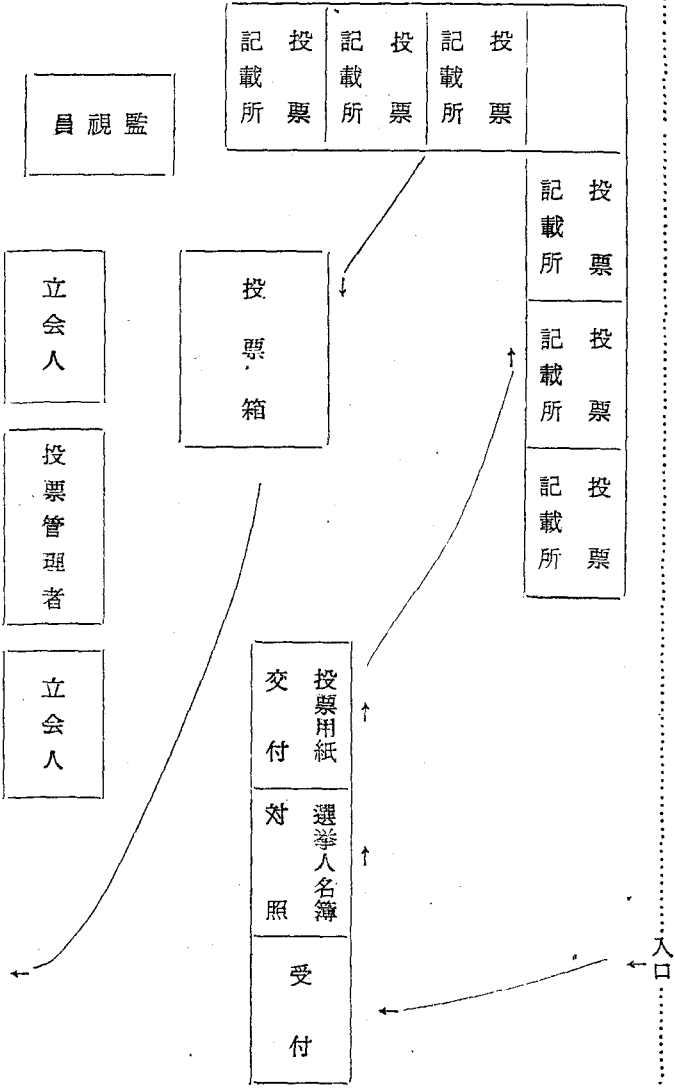
投票所入場券

何々選挙投票所入場券	選挙人名簿 番号	第 号
	選挙人の 住所氏名	何市(町)(村) 何番地 某
投票の場所	何市役所(町村役場)	
投票の日時	何月何日 午前七時に始め午後六時に終る。	
到着番号	何 号	
投票用紙 交付	選挙人名簿 対照	交付

選挙人心得

- 一、選挙の当日必ず本人が持参し、所定の投票所の受付に提示して入場して下さい。
- 二、投票所に入つたら選挙人名簿との対照をうけ投票用紙を受取つて下さい。
- 三、身体の故障とか文盲のために自分で投票の記載ができない方はその旨を投票所の係員に申出れば代理人による投票ができます。
- 四、投票用紙には候補者一人の氏名をかき折りたくんで投票箱に入れて下さい。
候補者の氏名以外は自分の名前でも一切かくことができません。

第七号様式



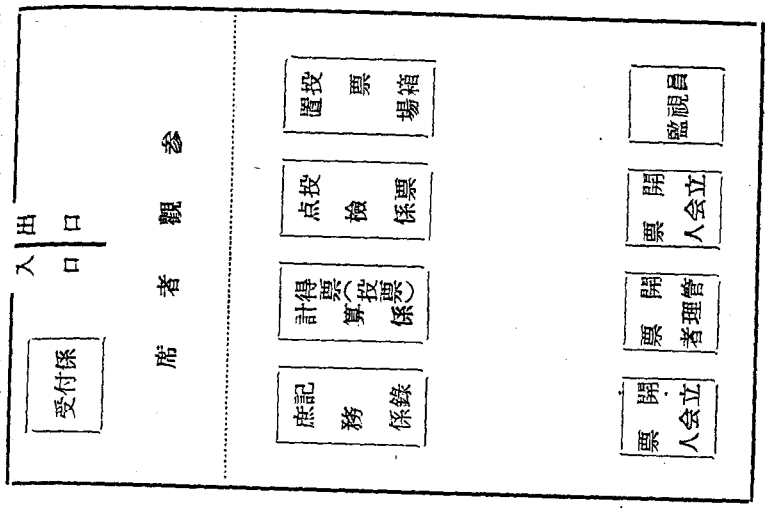
第九号様式

何選挙投票用紙及び投票用封筒精算書

区分	受高	使用高	残高	書損し又は汚 えたもの 引換	投票者数
投票用紙					
区投票用封筒					

第十号様式

開票所配置図



一、自動車及び船舶の標識

候補者氏名
選挙用自動車 (船舶)

鳥取縣選
 挙管理委
 員会

備考
赤色の地
色とし、
縦三十二
糎、横二
十四糎の
大きさと
する。

二、拡声機の標識

候補者氏名
選挙用拡声機

鳥取縣選
 挙管理委
 員会

備考
白色の地
色とし、
縦十六糎
横十二糎
の大きさと
する。

個人演説会開催申込書

候補者 住所 氏名

昭和 年 月 日

候補者氏名印

市(町)(村)選挙管理委員会委員長殿

- 記
- 一、使用する施設 何々小学校
 - 一、使用の日時 自 至 何時間
 - 一、演説者 住所 党派 氏名
 - 一、使用に関する事 住所 氏名
 - 一、務連絡者 住所 氏名
 - 一、自ら施設を加へる場合はその程度

鳥取縣選舉管理委員會規則第三号

公職選挙法第七十二条の規定に基き同法第六十七條の規定により発行する選挙公報の発行規程を次のように定める。

昭和二十五年九月二十七日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根 政 幸

選挙公報発行規程

(適用範囲)

第一條 公職選挙法(以下「法」という。)(第六十六七條の規定により発行する衆議院議員、参議院地方選出議員、知事及び縣の教育委員會の委員の選挙における選挙公報の発行に關しては、法令に特別の定めがあるものを除く外、この規程による。

(掲載文の申請)

第二條 候補者が法第六十八條第一項の規定により選挙公報に掲載の申請をしようとするときは、別に縣の選挙管理委員會(以下「委員會」という。)(の定める期日までにその掲載文二通を添え、別記様式による申請書を作成し、提出しなければならない。

請書を縣の委員會に提出しなければならない。

(掲載文に使用する文字等)

第三條 掲載文は、通常使用する漢字、片仮名又は平仮名、句点、読点、鈎、及びかつこを使用して記載し、その他の文字、符号、図画、図表、寫眞の類は、使用することができない。

2、句点、読点、鈎及びかつこ並びに住所、氏名に付ける振仮名は、法第六十八條第二項の規定による字数に算入しない。

3、候補者は、選挙公報に用いる活字その他印刷の体裁について指定することができない。

(掲載文の撤回及び修正)

第四條 候補者は、既に提出した掲載文を撤回しようとする場合においてはその旨を、これを修正しようとするときは修正した掲載文二通を添え、それと文書をもつて縣の委員會に申請しなければならない。

2、前項の規定による撤回又は修正の申請は、第二條に規定する期日までにしなければならない。

かなる場合においても返還しない。

(掲載順序のくじ)

第六條 法第六十九條第四項の規定により掲載順序のくじを行う場所及び日時は、別に縣の委員會が定めて告示する。

(選挙公報の発行)

第七條 選挙公報は、一色の活字印刷によりこれを発行する。

2、選挙公報の様式及び活字の大きさは、候補者の数又は印刷の都合等により、その都度縣の委員會の委員長が決定する。

3、候補者から提出された掲載文が、字句の配置その他の事由によつて、所定の掲載欄に収録できないときは、委員長は、その配置の変更をすることができる。

4、掲載文の字数が制限以上の場合において、発行期日に支障がない限り、申請者による旨通知して掲載文

(候補者が死亡又は辞退した場合の取扱い)

第八條 候補者が、掲載の申請をした日以後印刷手続に着手する日前までにおいて、死亡し辞退し、又は法第九十一條の規定により辞退とみなされるに至つた場合の外は、当該候補者に係る掲載文の掲載は、中止しないものとする。

(選挙公報の配布)

第九條 選挙公報は、選挙の期日前五日までに市町村の委員會に送付するものとする。但しやむを得ない事由が発生した場合は、この限りでない。

2、市町村の委員會は、前項の規定により選挙公報の送付をうけたときは、遅くとも選挙の期日前三日までに、選挙人の属する各世帯並びに公職選挙法施行令第五十五條第二項の規定によりその区域内に所在する不在者投票管理者に配布しなければならない。

3、前項の規定により、選挙公報の配布をうけた不在者投票管理者は、選挙人に対し、適宜配布又は回覧し、

若しくは、これを掲示しなければならない。

第十條 選挙公報の誤植は、当該選挙公報末尾又は鳥取縣公報で訂正する外、緊急を要する場合は、なほ適宜の措置を講ずるものとする。

(補充立候補者についての措置)

第十一條 法第八十六條第三項、第四項の規定により補充立候補又は推薦の届出があつた候補者については、選挙公報には掲載しない。

附 則

1、この規則は 昭和二十五年十月一日から施行する。
2、次に掲げる規程は廢止する。

衆議院議員経歴公報等発行規程(昭和二十三年鳥取縣選挙管理委員会規則第十号)

鳥取縣教育委員会委員経歴公報発行規程(昭和二十三年鳥取縣選挙管理委員会規則第六号)

知事選挙公報発行に關する規程(昭和二十二年鳥取縣)

(適用範圍)

第一條 公職選挙法(以下「法」という。)第七十三條の規定により掲示する衆議院議員、参議院議員、知事及び縣の教育委員会の委員候補者の氏名及び党派別の掲示に關しては、法令に定めるものを除く外この規程による。

(掲示の様式)

第二條 公職の候補者の氏名及び党派別(以下「氏名等」という。)の掲示は、別に縣の選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が定める様式によらなければならない。

3、前項の掲示には候補者の氏名に振仮名を付さなければならない。

(掲示の手續)

第三條 市町村の委員会は法第七十四條第一項の規定により掲示した氏名等の掲示が、著るしく汚損又は破損したときは直ちにこれを取換え、又は補修しなければならない。

別記様式

選挙公報掲載申請書

公職選挙法第六十八條第一項の規定により、選挙公報に掲載をうけたいので左記の通り申請します。

昭和何年何月何日

何々候補者 氏 名 印

鳥取縣選挙管理委員会委員長 氏名宛

記

一、掲載文別紙の通り

一、掲載文の字数何字

一、通信受領の場所及び電話番号

◆鳥取縣選挙管理委員会規則第四号

公職選挙法第七十五條の規定に基き、同法第七十三條の規定により掲示する公職の候補者の氏名等の掲示に關する規程を次のように定める。

昭和二十五年九月二十七日

2、前項の規定によつて掲示した箇所か、投票所の入口以外の場合においては、選挙の当日は、投票所の入口に氏名等の掲示を行わなければならない。

3、法第百條第一項の規定に該当し、投票を行うことを必要としなくなつたとき、又は天災その他避けることのできなない事故に因り氏名等の掲示ができないと認められた場合は、掲示は中止する。

(掲載順序のくじ)

第四條 法第七十四條第三項の規定によつて氏名等の掲示の掲載の順序をきめるくじは、各候補者について行わなければならない。

2、前項のくじを行う場所及び日時は予じめ市町村の委員会において告示しなければならない。但し、選挙の期日前十一日以後に通知のあつた者について行うくじについては、この限りではない。

3、法第七十四條第四項の規定により、前項のくじに立会おうとする候補者又はその代理人はくじを行う前

日迄に、当該市町村の委員会にその旨申出でなければならぬ。

4、前項の規定によつて、申出でた候補者又はその代理人がないとき又はくじを行う時刻までに参会しない場合においては、市町村の委員会は、選挙人をしてこれに立会させなければならない。

附 則

- 1、この規則は、昭和二十五年十月 日から施行する。
- 2、衆議院議員候補者の氏名等の揭示に関する規程（昭和二十三年鳥取縣選挙管理委員会規則第十二号）はこの規則施行の日から廃止する。

鳥取縣公報

告 示

◇鳥取縣告示第四百九十七号

左の件を附議するため九月三十日臨時縣会を鳥取市に召集する。

昭和二十五年九月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

一、縣金庫設置に関する件

一、知事において専決処分すべき事項を定めるの件改正

鳥取縣公報 毎週 曜日出行（休日ニ當ル） 昭和二十五年九月二十九日 外

（昭和四年四月十五日） 第三種郵便物認可